

災害弔慰金・災害障害見舞金について

1 災害弔慰金とは

災害救助法が適用された自然災害により亡くなった方（災害関連死※を含む）の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

※災害関連死

亡くなられた原因が、災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病の場合、災害関連死と判定されることがあります。災害関連死であるか否かは、市町村が判定します。

また、上記以外の災害や火災等により亡くなった方の遺族に対し、市独自で弔慰金を支給します。

(1) 受給遺族

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹

（死亡した者の死亡当時その者と同居し、また生計を同じくしていたものに限る。）

(2) 支給額

ア 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ その他の者が死亡した場合 250万円

ウ 市独自 20万円以内

2 災害障害見舞金とは

災害により、負傷、疾病にかかり、治ったとき（症状が固定したときを含む）に一定の障害を受けた場合に、災害障害見舞金を支給します。

(1) 受給対象者

対象となる自然災害により、重度障害（両目失明、要常時介護、両下肢ひじ関節以上切断等）を受けた方

(2) 支給額

ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円